

平成 2 7 年度定期監査結果報告

1 監査の対象

本年度の定期監査は、各部等及び各行政委員会のうち、次に掲げる各課、所など（以下「各課等」という。）を対象として実施した。

総 務 部	総務課、財政課、契約検査課、税務課
企 画 部	総合政策課、地域情報課、市民活力推進課
市民福祉部	福祉課、子育て支援課、長寿いきがい課、市民保険課、健康づくり課
環境産業部	環境衛生課、商工港湾課、観光振興課、林業木材振興課、農業振興課
都市整備部	都市整備課、道路河川課、公営企業管理課、上下水道整備課
二ツ井地域局	総務企画課、市民福祉課、環境産業課、建設課
会 計 課	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会事務局（教育部）	教育総務課、能代教育事務所、学校教育課、学校給食センター、生涯学習・スポーツ振興課、子ども館、サン・ウッド能代

2 監 査 の 期 間

前 期 定 期 監 査	平成 2 7 年	4 月	6 日	から	平成 2 7 年	5 月	1 5 日	まで
(施 設 実 地 監 査)	平成 2 7 年	5 月	1 4 日	から	平成 2 7 年	5 月	1 5 日	まで
中 期 定 期 監 査	平成 2 7 年	6 月	3 0 日	から	平成 2 7 年	7 月	2 9 日	まで
(施 設 実 地 監 査)	平成 2 7 年	7 月	2 9 日					
後 期 定 期 監 査	平成 2 7 年	9 月	2 5 日	から	平成 2 8 年	2 月	5 日	まで
(工 事 現 場 等 調 査)	平成 2 7 年	1 0 月	2 9 日					

3 監 査 の 範 囲

本年度の定期監査は、監査の対象とした各課等の、平成 2 7 年 9 月末日までに執行された事務事業について、次の事項を主眼として実施した。

また、平成 2 7 年度監査基本計画において、内部統制について、特に事務事業の管理・チェック体制に着目して検証した。

(1) 予算の執行状況について

① 予算流用及び予備費充用について

② 支出手続きについて

③ 契約事務について

(2) 収入事務について

(3) 現金の取扱いについて

(4) 施設の管理状況等について

(5) その他

4 監 査 の 方 法

監査の対象とした各課等の財務に関する事務の執行について、提出された定期監査資料に基づき、関係諸帳簿等を調査照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

なお、武田正廣監査委員は、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により、関係する部局の審査にあたっては、除斥とした。

(1) 予算の執行状況について

① 予算流用及び予備費充用について

財務会計システムからデータを取り出し、内容の確認が必要と思われるものを抽出し、担当職員から説明を聴取した。

② 支出手続きについて

各課等ごとに事業単位で数件抽出し、支出負担行為書、支出命令書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

③契約事務について

各課等ごとに数件ずつ抽出し、入札関係書類、契約書等の関係簿冊を調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(2) 収入事務について

各課等ごとに、調定票、領収済通知書等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(3) 現金の取扱いについて

各課等、対象施設ごとに、申請書類、関係台帳、領収済通知書、現金取扱簿等の関係簿冊及び財務会計システムのデータを調査、照合したほか、必要に応じて担当職員から説明を聴取した。

(4) 施設の管理状況等について

対象施設ごとに、維持管理、利用状況、使用許可等の取扱い等について、担当職員から説明を聴取し、実地にて確認を行った。

5 監査の結果

今年度は、前期定期監査において「施設の維持管理」等を実地にて監査を実施したほか、指定管理施設については、所管課における実地調査の状況等についても監査を実施した。

また、後期定期監査において例年実施している書類等の監査に加え、人事異動の際、引き継ぎがなされているかを確認するため、事務引継書等の書類についても監査を実施した。

監査の結果、平成27年度予算に係る財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。これ以外の内容については、各課等の記載欄に記述しているが、その他軽微な誤り等は、講評の際に、改善と職員への周知を要望したので、記述は省略した。

I 指定管理者制度について

指定管理者制度は、導入によりサービス面での向上、業務の簡素化、人件費の削減等の成果が期待できるメリットがある一方、行政側の管理運営の把握が不十分で、施設運営に対する指導監督の低下が懸念されるデメリットな面を含んでいる。

基本協定書に従った所管課の実地調査については、これまでも口頭により、その都度、実施内容の不備を指摘しているが、その対応が不十分であり、統一したマニュアル等による実地調査が不可欠と考える。

以上を踏まえて、指定管理者制度の総括部署において、次の点について検討されたい。

ア、各施設の指定管理料について、その積算の正確性、妥当性の検証（ダブルチェック）

イ、「能代市指定管理者制度運用に関する指針」において、年1回以上施設所管課等が実施することになっている実地調査について、調査の時期やポイント等をある程度統一したマニュアル等の作成

Ⅱ 委託契約条項について

委託料の前払いについて、前払い自体は法令及び規則等により、認められている事務処理であるが、前払いの後、契約不履行となった場合の対応に関する条項（例えば委託料の返還等）が必要と思われるので、検討されたい。

また、各課等で手続きを行っている委託契約について、契約検査課で例示している契約事項の変更や改正等によらず従来のを踏襲しているケースがあった。

契約事項は発注側の意図することを完遂してもらうために、受注者とも協議して明文化するものであり、一般的な内容は契約検査課が例示しているものを参考とされたい。

Ⅲ 内部統制等について

日常的な業務における軽微なミスを防止するために、これまでも内部統制について検証するよう求めてきたところである。

各課等においては、チェックリストやマニュアル等を作成するなどして、ミスの予防に努めているところではあるが、国・県の権限移譲等により業務量は増加し、その一方で職員数は減少してきている。大きなミスにつながらないよう、改めて、チェック体制について検証し、より確実な事務の執行に努められたい。

また、監査で改善要望した事項等に対する人事異動の際の引継ぎは、概ね適切に行われていたが、引継ぎが充分に行われず、改善が進んでいないケースもあった。担当者のみならず、係・課内の共通な事項として、引継ぎ、所要の改善措置を講ずるよう求める。

公金管理については、能代市公金管理適正化委員会が「能代市公金管理適正化計画」に基づき、各課等において個別マニュアルのとおり事務執行がなされているか現地調査を行っていることを確認した。引き続き計画遂行の徹底と検証の継続を望むものである。

各課等の監査した主な内容、監査結果等は、次のとおりである。